

第11回柏崎市学区等審議会 概要報告

1 日 時 令和4年(2022年)9月8日(木)午後6時30分～午後8時15分

2 会 場 柏崎市役所1階 多目的室1、2

3 出席者

- (1) 委員 17名 阿部会長、徳永副会長、五十嵐委員、池嶋委員、大谷委員、北村委員、小林(眞)委員、関矢委員、遠山委員、中村(豊)委員、中村(義)委員、拝野委員、宮坂委員、矢代委員、山田委員、吉田委員、飛田委員
- (2) 事務局 4名 宮崎教育部長、田辺教育総務課長、池田学校教育課長、矢沢学校教育課主幹
- (3) 傍聴者 5名
- (4) 報道 3名

4 都合により欠席した委員 3名 片山委員、小林(美)委員、富川委員

5 会議概要

- (1) 開会あいさつ 阿部会長
- (2) 審議事項
2件の統合の是非、方向性について意見交換
- (3) その他
- ① 次回審議会の日程
9月22日(木) 午後6時30分から
市役所1階 多目的室1、2
- ② その他
- (4) 閉会あいさつ 徳永副会長

発 言 者	発 言 概 要
-------	---------

【開会あいさつ】

会 長 : 前回の審議会では小学校と中学校の統合についてグループ討議の報告を聞き、質疑を交わした。それから2週間という時間があったため、委員一人ひとりが考え方を確認、整理したと思う。

今日は小学校、中学校の統合について意見交換を行った上で、審議会として考え方を一定の方向にまとめる審議を行う。審議会が発足して5か月が経った。5か月は長い期間ではないが、統合の課題が多い高柳地域をはじめ、地元の意見をいろいろな形で聞いてきた。また、相当審議は尽くしたと思っている。諮問を受けて答申をするという枠組みの中で、審議会として一定の方向性を出す時期を迎えたことを理解いただき、今日の審議に臨んでもらいたい。

【報告事項】

事 務 局 : 審議に入る前に、前回の審議会では委員から「他市の通学バス乗車距離を提

示してほしい」という意見があったため、調査結果を報告させていただきたい。また、前回の審議会のグループ討議の報告で挙げられた教育委員会への要望について説明させていただきたい。

会 長 : 前段の部分は、前回の審議会で委員が要望したことであるため報告を認めたい。後段の部分はグループ討議の報告に対して教育委員会がさらに主張することなので、発言を認めるかどうか委員に諮りたい。事務局の発言を認めてよろしいか。

委員全員 : 異議なし

事務局 : (資料『他市の通学時間の状況(スクールバス利用・豪雪地抽出)』に基づき説明)

(補足説明)

・前回の審議会で配付した資料に、児童・生徒がスクールバスに乗車してから学校に着くまでの最長距離を追加した。

・見え消しになっている部分について改めて確認したところ、魚沼市はコースが間違っていたため、上越市は今年度児童・生徒の乗車がなかったため修正した。

会 長 : 事務局の説明について質疑はあるか。

ないようであれば次の報告に移る。

事務局 : 前回の審議会のグループ討議の報告で挙げられた事務局への要望事項3点について説明する。

一点目は「教育課程を十分にすり合わせる」という要望である。これは鯖石小学校と高柳小学校で複式学級を行っていることから、統合によって学習上の弊害を発生させないようにするということである。

正式に統合が決定された場合、柏崎市教育委員会は新潟県教育委員会に統合に向けた教員の加配を求める。令和5(2023)年度には鯖石小学校、高柳小学校にそれぞれ1名多くの教員を配置し、統合に向けた環境を整え、履修漏れが生じないようにする。また、柏崎市教育委員会としては必要に応じて指導補助員を配置し、万全の態勢をとる。統合に関する事務的な業務については学校と十分に話し合い、教育委員会が担うべき部分を明確にして、学校の負担を極力少なくする態勢を整える。

二点目は「地域の良さを学ぶことを学校教育に取り入れる」という要望である。教育課程が定められている中で、どの程度を保証するか明言はできないが、学校での教育や地域での教育を含めて、子ども達が故郷を愛することができる教育が必要であると認識している。そういった教育を継続して行うための方策を行政も一緒に考える。

三点目は「スクールバスの運行など児童・生徒の負担軽減策を早急に示す」という要望である。高柳小学校区から鯖石小学校への運行案、第五中学校区から東中学校への運行案が記載してある地図を資料として配付した。この資料には児童・生徒の住宅位置が記載してあり、個人が特定される恐れがあるため非公開としたい。資料は持ち帰っていただいて結構だが、取り扱いには十分注意していただきたい。

まず、高柳小学校区から鯖石小学校への運行案について説明する。現状のまま推移すると令和6(2024)年度の高柳小学校の児童数は6名であり、2台の小型車両を用意することを考えている。1台は門出を出発し、貞観園前付近で児童が乗車し、鯖石小学校へ向かう。乗車する児童は3名である。もう1台は山中を出発し、岡田中央、岡田集落センター前でそれぞれ児童が乗車し、鯖石小学校へ向かう。乗車児童は3名である。

続いて、第五中学校区から東中学校への運行案について説明する。現状のまま推移すると令和6(2024)年度の第五中学校の生徒数は30名である。そのうち2名は学区外通学のため、今回の運行対象としていない。こちらは1台のマイクロバスと4台の小型車両を用意することを考えている。運行計画は次のとおりである。

番号	運行ルート	乗車人数	最長乗車時間
1号車	門出→貞観園前付近→東中学校	2人	45分
2号車	塩沢→岡野町生徒宅付近→高柳町事務所前→東中学校	3人	38分
3号車	山室入口→宮平生徒宅付近→鯖石小学校前→下加納→下加納生徒宅付近→東中学校	6人	25分
4号車	田島→南鯖石農協前→西ノ入入口→森近→与板→東中学校	13人	25分
5号車	佐之久→久之木→東中学校	4人	15分

この案を基に適時適切に学校、保護者と協議し、正式に決定したい。また、具体的な乗降場所は国道、県道沿いの自宅前あるいは自宅から近い場所を考える。このように車両台数を増やし、停車回数を減らすことによって、子ども達の通学時の負担軽減を図る。記載してある乗車時間は、教育委員会が実測をした時間及び路線バスの時刻表を用いて算出したものである。

- 会長：事務局の説明に対して質疑はあるか。
- 委員：以前、自宅からバス停まで15分程度かかるという意見があったが、今回の運行案ではその部分は考慮していないのか。
- 委員：また、今までは具体的な説明がなかったが、今回の資料で高柳地域の子ども達を乗せたバスが他の地域に寄らずに東中学校へ向かうことなどが示されていたため非常に参考になった。
- 委員：小型車両は何人乗りの想定なのか。また、小学校については6人という人数で2台運行させることが適当なのか。現在は第五中学校のマイクロバスと高柳町地域内交通バスの2台を活用して運行しているため、今後もその車両を活用すれば良いと思う。少ない人数に対して2台で運行することは経費の無駄につながる。
- 事務局：子ども達の自宅が主要道路から比較的近い位置にあること、高柳地域は道幅が狭い所があることから、主要道路を乗降場所としている。どんなに道路状況が悪くても自宅から5分程度で乗降場所に到着できるように試算した。
- 委員：また、小型車両は10人乗りのワゴン車である。子どもの人数に対して車両台数が多いと感じる部分もあると思うが、今できる最大限の案を提示させていただいた。これが決定ではないため、様々な意見を踏まえた上で一番適正なもの考える。
- 委員：今回の資料は非公開だが、保護者が知りたい通学情報が記載されている良い資料だと思う。この資料がないとぼんやりとした説明になるため、何とかして意見交換会で公開することはできないか。
- 事務局：9月11日、18日の意見交換会は審議会が主体である。審議会として「資料を公開すべき」という考えであれば、教育委員会としても公開させていただきたい。
- 会長：この点は後ほど正副会長と事務局で協議させてもらう。
- 委員：統合に関する学校の事務的な業務は教育委員会が協力すると説明があったが、1年間で統合の準備をするとなると、沿革史や備品などあらゆるものを整理しなければならない。平日は子ども達の指導があるため、教員が実際に作業できるのは夏休みや冬休みの期間に限られる。それを踏まえて教育委員会は令和6（2024）年4月に統合が可能だと考えているのか。
- 事務局：学区再編方針を策定するに当たり、統合までの最短期間を考えた時に、統合の検討期間で1年、統合決定後の具体的な準備期間で1年の計2年で統合が可能であると判断した。

【審議事項】

- 会 長 : 審議に入る前に本日の審議の進め方を説明する。
前半では前回のグループ討議の報告・質疑、その後の各自の考え方の整理を踏まえて改めて意見交換を行う。小学校、中学校の統合に対する各自の考えを述べてもらう。その後休憩を挟み、意見交換を踏まえて再度各自の考え方を確認してもらいたい。その間に正副会長で意見のまとめ方について調整を行う。
後半は小学校、中学校の統合について、9月11日、18日の意見交換会に向けて審議会として一定の方向性を出すための審議を行う。小学校についてはグループ討議の報告で意見が割れているため、結論が出ないことも考えられる。その場合は意見交換会までに再度集まって再審議を行うが、できれば今回の審議で結論を出したい。
時間配分としては、前半の意見交換を7時30分～40分まで行い、15分の休憩をはさみ、8時45分頃までの間に後半の方向性をまとめる審議を行う。
今日配付した資料の中で「市立小・中学校の統合について」という資料があるが、これは意見交換会の時に参加者に配付する資料である。日程に余裕がないため、事務局からあらかじめ作成してもらった。審議会の考え方の部分は、グループ討議の結果を並列で記載してあるが、意見交換会の際には審議会の考えを一つにまとめて記載したものを提出する。
- 事務局 : 配付資料について事務局の説明を求める。
(資料『市立小・中学校の統合について』の構成を説明)
(補足説明)
・複数のグループから同じ意見が出ているものは文字に網掛けをし、文章の最後に番号が振ってある。同じ番号が振ってあるものは同様の意見である。
- 会 長 : それでは審議に移る。
まず、鯖石小学校と高柳小学校の統合について意見はあるか。
- 委 員 : 前回他のグループの報告を聞いたが、統合に反対している人はいなかったという印象を受けた。そのため、統合時期をいつにするかが論点になると思う。先ほど事務局から「統合時期が令和6(2024)年度であっても事務的に支障はない」と説明があり、事務的な問題は解決されたため、令和6(2024)年度の統合で良いと考える。
- 委 員 : 実質1年間で統合の準備ができるのか不安であり、どうしても子どもや保護者、教員に負担がかかってしまうのではないかと心配である。1年間で統合の準備を行うことによる教員の負担を取り除くために、あらゆることを教育委員会が主体的に行い、教員はとにかく子ども達と保護者のケアができるような体制が必要である。計画の上では1年間で準備することは可能かもしれないが、実際に準備をする際には丁寧に取組んでほしい。
- 委 員 : 教育委員会は普段から業務量が多いのではないかと。統合に際して、学校の負担を軽減するために教育委員会が対応するとなると、教育委員会の人員を増やしたり、統合業務を専門とする部署を作るなどしないと教育委員会も取り組めないと思う。
- 委 員 : 平成21(2009)年度の学区等審議会の答申の中の教育委員会への要望で「統合を見送った米山小学校については、平成25年度以降、出来る限り早い年度で統合することを期待する」「今後も少子化の進展が予想されることから、小中一貫教育を推進するために今回の統合対象校も含め、小中併設型の学校配置も検討していただきたい」との記載があるが、この点について、今回の再編方針に反映されていない。
今回、学区等審議会が「統合に賛成する」という答申の中で教育委員会への要望を出した場合、どの程度その要望が考慮されるのか心配である。教育委員会への要望の取扱いについて教えてほしい。
- 事務局 : 統合が決定した場合には必要に応じて指導補助員等を配置するなど、教育

委員会としても学校側の統合に向けた環境を整える。また、教育委員会内の業務についても、業務量に合わせた適切な人員配置や非常勤職員の配置を人事当局と協議する。

教育委員会への要望に対する市の考えだが、市長が市議会一般質問の答弁で述べていたとおり、審議会の答申を受けて、最終的には市が決定することになる。もし機会をいただけるのであれば、いつどのように決定するかを審議会の中で市長から直接説明させていただきたい。

委員：教育委員会側の手続きは1年間で間に合うということだが、制服や校歌などは統合が決定した後に保護者や地域も含めて話し合うことになる。意見拝聴会では、過去にそういった準備に携わった住民から「決定には1年から1年半かかった」という意見があった。保護者や地域の準備が1年間で間に合うという確約はあるのか。

事務局：小学校には制服がないが、校歌や教育課程、統合後の地域の学習について2校での話し合いが必要になる。小学校教員であった経験上、1年間で何回か話し合いの場を設け、統合に向けた準備を進めることは可能だと考える。

委員：グループ討議の時点では反対の意見だったが、高柳地域の保育園児の保護者や子ども自身の「鯖石保育園で一緒に過ごした友達と別れたくない」という気持ちも理解できる。自分の子どもも保育園で一緒だった子たちと小学校入学で別れ、中学校でまた一緒になった経験がありギャップを感じていた。

統合に向けた準備、現在、学校に通っている子ども達のフォローを教育委員会がすると確約するのであれば、統合もあり得ると考える。

一つ確認したいが、鯖石小学校に高柳小学校が吸収されるということで良いのか。校歌に関しても、鯖石小学校か高柳小学校どちらかの校歌を生かすのであれば良いが、作詞、作曲から始めるのはかなり難しい。統合後の名前も鯖石小学校、施設も鯖石小学校を利用することなので、保護者も鯖石小学校のつもりでいると思う。

事務局：再編方針では鯖石小学校の校舎を使用することとしている。校歌については再編方針で明示していないため、教育委員会としての考えを整理し、保護者や地域へ説明する。

委員：校歌はそれぞれの地域の四季や伝統を盛り込んでおり、愛着を持っている人も多いため、統合後にその学校の校歌はどうなるのかを地元に対して丁寧に説明してほしい。これは今回に限ったことでなく、他の統合に関しても同様である。

委員：意見交換会の際に、審議会としての考えをどのように地元へ説明するのが重要である。「賛成意見も反対意見も挙がっており、審議会の意見は中間地点にある」という程度の説明をするのか、「統合に賛成する」「統合に反対する」というある程度方向性の決まった説明をするのか。ある程度具体的な方向性を示すのであれば、保護者や地域が納得するような説明が必要である。

また、保育園児やその保護者の中で「鯖石小学校と統合しても良い」という意見がある以上、統合はやむを得ないことだと考える。

会長：前回の審議会でも同様の説明をしたが、現在は審議の途中であるため、最終的な結論を出すのは意見交換会が終わった後である。ただ、今回の意見交換会は審議会としての考え方を全く示さなければ、7月の意見拝聴会と同じく意見を聞くだけになってしまう。この段階で意見交換会を行うに当たって、審議会として「統合するかしないか」「統合する場合には時期はいつにするのか」という具体的な意見を提示したいと考えている。そのために今日の後半に審議を行う。意見交換会では、結論的なものだけでなく、その考え方に至った理由も文章と口頭で説明する。

会長：他に意見がなければ小学校の統合についての意見交換を終了する。

続いて、東中学校と第五中学校の統合について意見はあるか。

委員：高柳地域から東中学校までの通学時間が気がかりだったが、今回スクールバスの運行ルート、運行時間の資料が提示された。本資料は非公開というこ

とだが、高柳地域に説明する際には資料に記載してあるような具体的な運行計画を示した方が住民は納得すると思う。冬期間は降雪によってこの計画どおりに運行できない等、非公開にする理由はあるのか。

事務局：非公開にする理由は運行時間の関係ではなく、地図に子ども達の自宅の場所が記載してあるからである。

委員：保護者、地域は通学を一番心配しているため、子ども達の自宅の場所を消して公開することは可能か。

会長：この件については、資料を意見交換会で配付するかも含めて正副会長と事務局で後ほど協議する。

委員：中学校の統合に関しては全グループが市の方針に賛同できないという意見だが、その中でも第1グループの主文が私の中ではしっくりくる。ただ、第3グループでは「北条中学校の統合に触れるのは適当ではない」という意見があったため、少しぼかした表現になっている。そういった問題がなければ第1グループの主文が適当だと思う。

会長：他に意見がなければ中学校の統合についての意見交換を終了する。

(休憩)

会長：審議に先立って、委員から意見のあったスクールバスの資料を意見交換会で配付するかどうか、資料の提示の仕方について、正副会長と事務局とで協議した。仮に今回統合しなくても今後の統合の検討に有効な資料であること、9月市議会定例会議でも子ども達の自宅の場所を消した資料を配付することから、同様に消した資料を配付することとしたいがよろしいか。

委員：資料を配付することには反対である。

例えば、中学校では5号車まで配車予定だが、本当に可能なのか。今できる最大限の案を提示したとのことだが、この資料を配付すると「このとおりに運行します」という回答になると思う。一旦資料を出したが次の年度には減便されるということがないように、運行可能なのであれば議事録にも確実に残し、将来もこのような形で運行してほしい。

事務局：バスの車両は公共交通を担当する部署と協議し、公共交通で使用する車両を通学の時間帯に使用させてもらうことで検討を進めている。

委員：例えば、西山中学校と瑞穂中学校の統合においても同様の運行体制を整えられるのか。

事務局：現在の資料は令和6(2024)年度に統合を検討している地域の通学について、具体的な方策として提案したものである。それ以降の統合に関しても、市が責任を持って児童・生徒を学校まで送迎する。車両をどのように確保するかについてはその段階で考える。

会長：他に意見がなければ、スクールバスの資料は子ども達の自宅の場所を消した状態で配付することとする。

それでは後半の審議に移る。

中学校の統合に対する意見が比較的まとまっているため、中学校の統合を先に審議する。

審議の進め方を正副会長で協議した結果、グループ討議の報告、質疑、今日の意見を踏まえた方向性を正副会長から提案し、意見を聞くこととした。

東中学校と第五中学校の統合は4グループとも反対で一致していたため、正副会長としては「令和6(2024)年度の統合を見送り、令和12(2030)年度に計画されている東中学校の次期統合の検討に合わせて再検討する」と提案する。

補足だが、「統合見送りであれば見送りだけで良いのではないか」という意見もあると思うが、少なくとも教育委員会は「統合が必要である」として

方針を示している訳なので、ただ「見送り」だけでは審議会として無責任である。見送るのであれば、次はいつ検討するのかを示した方が丁寧だと考える。ただし、再編方針に次の学校の統合時期として挙げられている令和8（2026）年度では、第一次答申を出した後すぐに再検討しなければならない。それだけの短期間で審議会や地域の考え方が変わるとは思えないため、東中学校と北条中学校の統合時期として挙げられている令和12（2030）年度に合わせて再検討することとした。

統合見送りの理由としては各グループから挙げた意見のとおりである。通学方法については今日資料の提示があったが、最大25kmという距離や45分という時間が縮まる訳ではない。やはり南鯖石地域や高柳地域で通学に不安が大きいこと、高柳地域においては「統合に賛成する」という意見が出なかったこと、第五中学校の校舎を建設したばかりであること、高柳中学校と統合してからまだ2年しか経過していないこと、東中学校が新校舎を建設していること、第五中学校は学区外の生徒を受け入れていることなどの理由から正副会長としてこのような提案をさせてもらった。

この提案について意見はあるか。
委員全員：意見なし
会 長：中学校の統合についてはこの提案を審議会の考えとして提示する。

続いて、小学校の審議に移る。

小学校の統合に対しては前回のグループ討議の報告で意見が分かれた。第1グループと第3グループは方針どおり令和6（2024）年度の統合に賛成という意見だった。第2グループは課題が多いため時期尚早であるが、統合そのものは必要だとしている。第4グループは統合に反対だが、高柳小の複式授業の実態から統合の必要性に言及していた。また、今日の意見交換では各委員の考え方が前回のグループ討議の報告と少し変わったという印象を受けた。

以上のことを踏まえ、正副会長としては小学校の統合について「学区再編方針のとおり令和6（2024）年度の統合に賛同する」と提案する。

個人的見解も交じるが、児童数が10人を切っている学校は客観的に見て統合すべきだと思うし、ある程度、緊急性がある。地元で反対意見があるという主観的な判断尊重しなければならないが、高柳小学校は公立の学校であり、客観的な判断も大事だ。学区等審議会という機関は客観性も必要である。

この提案について意見はあるか。
委 員：今回の意見交換会は審議会主体になるが、審議会の考えを伝えた場合に住民から「本当に1年で間に合うのか」という意見が出ると思う。それに対しては教育委員会が具体的な方策等を説明するのか。
会 長：まずは審議会から「教育委員会から1年で準備が間に合うという説明があった」と伝える。それで納得が得られないようであれば事務局から補足説明をしてもらうが、あくまでも意見交換会は審議会が主体である。

補足だが、意見交換会の配布資料では主文を「学区再編方針のとおり令和6（2024）年度の統合に賛同する」とし、その理由としてグループ討議で挙げた意見をいくつか示す。あわせて、審議過程で挙げた反対意見等を含むその他の意見も説明する。また、市及び教育委員会への要望も記載する。現段階で考えているのは「通学についての不安をなくす努力をすること」「特に高柳地域においてはふるさと教育が熱心に行われているため、統合後も地域教育が継続できるように配慮すること」の二点である。これは答申にも入れたいと考えている。

委 員：市及び教育委員会への要望に関して、第3グループでは地域づくりについ

ての要望が挙げられた。審議会は地域づくりについて議論する場ではないことは承知しているため、内容に踏み込む訳ではなく地域づくりを後押しするという意味合いである。また、意見拝聴会では地域づくりに対して多くの意見が挙げられたこと、特に高柳地域の住民は地域の衰退を心配していることから市及び教育委員会への要望に追加してほしい。

会 長 : 答申を作成する審議は意見交換会後に行うため、その段階で改めて考えたい。今回の意見交換会で配付する資料に記載するかは検討する。

小学校、中学校とも統合について正副会長の提案を認めていただいた。これで審議を終了する。

当日配付する資料は全委員に確認してもらう時間がないため、正副会長に一任してもらいたい。今までに挙げられた意見を基に作成する。

【その他】

事務局 : 次回の審議会は、9月22日（木曜日）午後6時30分から市役所1階多目的室1、2で行う。

会 長 : 次回の審議会は意見交換会後になるため、意見交換会を受けての委員の所感を述べてもらい、その後、具体的な答申の作成に入る。

以上、相違ないことを確認する。

令和4年（2022年）9月22日

会 長 阿 部 義 章

副会長 徳 永 優 子